

一般財団法人東京都剣道連盟 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人東京都剣道連盟（以下連盟という）が、東京都における剣道、居合道、杖道の統一組織として、その自覚と責任を持ち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、剣道、居合道、杖道の振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、連盟倫理規程第5条に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- ① 連盟の倫理に関する事項の統括。
- ② 連盟役職員等および連盟登録会員等の綱紀粛正に関すること。
- ③ 前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

(委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- ① 委員長 1名
- ② 委員 若干名

(委員の委嘱)

第4条 委員長は、理事または学識経験者の中から会長が委嘱する。

2 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。

3 委員は、委員長が連盟理事および学識経験者のうちから推挙し、理事会に諮って会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、次の場合に委員長が招集して、その議長となる。

- ① 理事会が求めたとき
 - ② 連盟倫理規程第6条または第7条の求めがあったとき
 - ③ その他委員長が必要と認めたとき
- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
 - 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
 - 4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成30年12月6日から施行する。
2. この規程は、令和元年6月25日に改正施行する。